

固定資産評価審査委員会の審査の流れ

審査申出人（納税者）

- ・固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合、審査の申出をすることができます
- ・審査申出のできる期間は、原則として「台帳登録の公示の日から納税通知書の交付後60日まで」です
※平成28年4月からは、納税通知書の交付を受けた日後3か月以内となります

審査申出

固定資産評価審査委員会

【形式審査】

- ・提出期限 ・審査申出書の欠陥

不適法なもの

却下

適法なもの

【実質審査】

【書面審理】 ・審査申出書 ・市長の弁明書 ・審査申出人の反論書
※書面をとおして、不服や評価の内容、争点を明らかにします

【口頭意見陳述】
※申請があった場合、意見陳述の機会が付与されます

【口頭審理】
※委員会が審査のために必要と認めた場合に行います

【事実審査】
※実地調査や資料調査など、必要に応じて行います

【審査の決定】

却下

棄却

全部又は一部の認容

通知

審査申出人（納税者）

- ・原則として、審査は30日以内に決定し、決定後10日以内に書面をもって通知されます
- ・不服がある場合、決定があったことを知った日から6か月以内であれば、決定処分の取消訴訟を提起することができます